



※当内容は、一般的な情報となります。
具体的なアドバイスは個別にご相談下さい。

— 香港政府による環境改善への資金援助 —

“クリーナープロダクション・パートナーシッププログラム”
～Cleaner Production Partnership Programme (清潔生産夥伴計畫)～

2025年3月まで更に延長～

■プログラム計画目的

中国広東省及び香港に所在する香港所有の工場が、よりクリーンな生産（クリーナープロダクション・CP）技術と実践の採用を奨励・促進し、環境改善に貢献できるよう、香港特別行政区政府の環境保護局（EPD）は2008年4月、当時の広東省経済情報委員会（今の広東省産業情報技術部門）と連携して、クリーナープロダクション・パートナーシッププログラム（プログラム）を立ち上げました。

当プログラムによってもたらされる環境上のメリットの観点から、香港政府環境保護局はこのプログラムを延長してきましたが、今回更に3億1,100万香港ドルの追加資金を投入し、2025年3月31日まで、更に5年間延長しました。香港生産力促進局（生産力局）が引き続き当該プログラムの実施代行者となり運営事務局を担います。

■プログラムの内容

当プログラムの下、香港と広東省にある工場で実行される以下2つのタイプのプロジェクトに対して資金援助されます。

1. 現場改善アセスメント（アセスメント・プロジェクト）：

5年間で約550の現場改善アセスメントの実施を目標

2. 実証プロジェクト（デモンストレーション・プロジェクト）：

5年間で約280の実証プロジェクト(I)、約100の実証プロジェクト(II)の実施を目標

青葉公認会計士事務所 香港 Office: (+852)-2850-8990 (Japanese)

WEB: www.aoba.com.hk

Email: hojin@aoba.com.hk



※当内容は、一般的な情報となります。
具体的なアドバイスは個別にご相談下さい。

◎上記2つのタイプのプロジェクト概要

1. 現場改善アセスメント (アセスメント・プロジェクト)

当プログラムで指定されている環境技術サービスプロバイダーが、参加している工場が直面している問題を特定・分析し、実用的な改善策を提案できるようガイダンスを提供し、現場改善アセスメントを実施するもの。

またクリーナー・プロダクション技術の適用における成功例と経験や、参加している工場で実践されている優良な事例も、共有目的で照合され報告される。

・現場アセスメントは、少なくとも以下の業務範囲を含まなければならない：

- 1) 工場の生産工程のレビュー
- 2) 原材料の使用、エネルギー消費、大気汚染物質源排出の評価
- 3) 可能性のあるクリーナー・プロダクション手段 (Cleaner Production/ CP 手段) と、それにより期待される利点の特定
- 4) 可能性のあるクリーナー・プロダクション手段を「コストが掛からない/低コストの方法」又は「中/高コストを伴う方法」に優先順位付ける
- 5) 推奨されるクリーナー・プロダクション手段の実施計画

資金援助額：1つの申請プロジェクト費用の50% (最大 HK\$45,000 まで)

2. 実証プロジェクト (デモンストレーション・プロジェクト)

香港所有の工場へ、設備の導入や生産工程の変更によるクリーナー・プロダクションテクノロジーの効果を実証する為のプロジェクト。政府がプロジェクト費用の50%を負担します。

◎カテゴリーは下記の2つ

1. デモンストレーションプロジェクト(I)：

香港所有の工場が、効果的な CP 技術をより広く採用することを促すための、新たな実

青葉公認会計士事務所 香港 Office: (+852)-2850-8990 (Japanese)

WEB: www.aoba.com.hk

Email: hojin@aoba.com.hk



※当内容は、一般的な情報となります。
具体的なアドバイスは個別にご相談下さい。

証プロジェクトのカテゴリ。

資金援助額：1つのプロジェクトあたり最大 HK\$450,000

2. デモンストレーションプロジェクト(II)：

新たなクリーナープロダクション技術の開発を奨励する目的で、香港所有の工場による CP 技術の研究と技術革新をサポートする。

資金援助額：1つのプロジェクトあたり最大 HK\$650,000

■当プログラムの資金援助に申請できる条件

★「商業登録条例」(第 310 章)に基づいて香港に登録されている事業で、以下の要件のいずれかに該当する事業：

(i) 当該香港会社は、以下のいずれかにより所有され運営されている広東省の工場と関連すること：

(a) 香港会社が当事者となって中国本土に設立された中外合資企業 (Sino-foreign equity joint venture、外資企業会社と中国企業のジョイントベンチャー) 又は合作企業 (co-operative joint venture) ；

(b) 香港会社からの資本で中国本土に設立された外商独資企業 (WFOE)

(c) 香港会社との間で「三来一補*」契約を結んでいる中国企業；

(d) 香港居住者 (自然人) がその 50%以上の持株又は持分を保有する本土企業であり、且つそのオーナーは香港会社 (申請者) の少なくとも 30%の持株又は持分も所有していること。

或いは、

(ii) 香港会社が所有及び運営する香港の工場。

(iii) 香港に作業所 (workshop) を所有・運営し、汚染の工程 (塗装スプレーやおよび硬化・金属部品やコンポーネントの溶剤洗浄、車両エンジンのテスト等) を伴う香港会社は、実証プロジェクトに申請することができます。

青葉公認会計士事務所 香港 Office: (+852)-2850-8990 (Japanese)

WEB: www.aoba.com.hk

Email: hojin@aoba.com.hk



※当内容は、一般的な情報となります。
具体的なアドバイスは個別にご相談下さい。

* 「三來一補（Three Forms of Processing and Assembly Operations and Compensatory Trade）」とは

「委託加工貿易（來料加工、來件裝配、來樣加工）と補償貿易」の貿易形態を指す。

[三來（3種類の加工・組立作業）]

1. 香港事業が提供する材料を使用した加工（來料加工）
2. 香港事業が提供する部品を使用した組立（來件裝配）
3. 香港事業から提供されたサンプルに応じて加工（來樣加工）

[一補（補償貿易）]

香港会社が、工場の設立やリソースの開発用に、ローン（資金/設備/技術等の形で）を中国企業へ提供し、プロジェクト完了時に、中国企業はその製品または他の製品をもって、合意された期間内にローンを分割払いで返済する。

以下の8つのターゲット業界に属する工場を伴う企業からの申請は優先的に資金援助されます：

- (a) 化学製品産業
- (b) 食品および飲料産業
- (c) 家具製造産業；
- (d) 金属および金属製品産業；
- (e) 非金属鉱物製品産業；
- (f) 紙および紙製品産業；
- (g) 印刷および出版産業；および
- (h) 繊維産業

青葉公認会計士事務所 香港 Office: (+852)-2850-8990 (Japanese)

WEB: www.aoba.com.hk

Email: hojin@aoba.com.hk



※当内容は、一般的な情報となります。
具体的なアドバイスは個別にご相談下さい。

上記以外の業界の工場を伴う香港会社でも申請は可能です。ただし、その場合の、デモンストレーション・プロジェクトの承認は、ケースバイケースで管理委員会の是認が必要になります。

※以下参考 アセスメントプロジェクトへの申込みの例

■申請方法

- 1) 申請者は、サービスプロバイダーのリスト https://www.cleanerproduction.hk/ET_list から、各プロジェクトに適切なカテゴリの環境技術サービスプロバイダーを選択
(※アセスメント・プロジェクトはカテゴリ-I)
- 2) 申請者は環境技術サービスプロバイダーとのサービス契約を用意。プロジェクトに応じて、契約の詳細をカスタマイズできます。事務局による別添の参考フォーマットの活用も可能：
[https://www.cleanerproduction.hk/uploads/resource/20200622_386_Annex_B_samplecontract_AP_\(Eng\).pdf](https://www.cleanerproduction.hk/uploads/resource/20200622_386_Annex_B_samplecontract_AP_(Eng).pdf)
- 3) 申請者は電子申請フォームに記入し、フォームと共に必要書類を事務局へ提出（申請費用は発生しない）
申請フォーム：
[https://www.cleanerproduction.hk/uploads/resource/AP%20form%202.3%20\(Eng\)_KL_20200623_Select_blank.pdf](https://www.cleanerproduction.hk/uploads/resource/AP%20form%202.3%20(Eng)_KL_20200623_Select_blank.pdf)
- 4) 記入済みフォームと必要書類の電子ファイルを事務局へメールで提出。または原本での提出も可能。
- 5) 当プログラムは年間を通じて申請を受け付けており、アセスメントプロジェクトの申請については、年間を通じて審査され、実証プロジェクトは四半期毎に審査される。

■プロジェクトのスタートから完了まで

青葉公認会計士事務所 香港 Office: (+852)-2850-8990 (Japanese)

WEB: www.aoba.com.hk

Email: hojin@aoba.com.hk

※当内容は、一般的な情報となります。
具体的なアドバイスは個別にご相談下さい。

- ・承認されたプロジェクトは、正式な「資金援助契約書」の署名後 2週間以内に開始し、通常、指定された期間内に完了する必要があります（プロジェクト報告書の事務局への提出を含む）。
- ・指定された期間：アセスメントプロジェクトの場合は資金援助契約の締結から 3ヶ月以内（※実証プロジェクトの場合は12ヶ月以内）。
- ・もしも指定された期間内に報告書を提出できなかった場合には、プロジェクトは中止されます。
- ・注：当該資金援助でカバーされない支出
申請者の、各プロジェクトへの環境技術サービスプロバイダー雇用に関する費用（技術サポートや設備調達等の為）についてのみ当援助資金はサポートされ、その他の費用（申請機構内部の人件費等）は当該資金ではサポートされない。

■ 援助資金の支払い

- ・アセスメントプロジェクトに対しては、指定の期限内（3ヶ月以内）にプロジェクトが完了し、かつ事務局の意を満たす報告書と、環境技術サービスプロバイダーへの申請者による支払証明書類の提出後に、事務局は承認された補助金全額を支払います。
- ・援助資金は、支払いに関する条件がすべて満たされれば、通常1ヶ月以内に銀行振り込みで支払われますが、事務局が支払いを差し控える必要があるとみなした場合、申請者に支払いを差し控えの理由を通知します。

■ 資金援助の保留や中止

- ・当プロジェクト管理委員会は、下記のいくつかの理由により、いつでもプロジェクトの中止や、資金支払いの保留をする可能性があります。

例：とりわけ、プロジェクトの進捗状況の欠如、期間内の完了が出来ない等といった実質

青葉公認会計士事務所 香港 Office: (+852)-2850-8990 (Japanese)

WEB: www.aoba.com.hk

Email: hojin@aoba.com.hk



※当内容は、一般的な情報となります。
具体的なアドバイスは個別にご相談下さい。

的な理由、或いは、管理委員会が、公益性の観点において中止することが適正と判断した場合等

・ひとたびプロジェクトが中止された場合には、申請者は当プログラムの下では、いかなる資金も受領することは出来ず、当該プロジェクトの下で発生した費用は申請者自身が負担することになります。

公式ウェブサイト

<https://www.cleanerproduction.hk/program?id=1>

以上

青葉公認会計士事務所 香港 Office: (+852)-2850-8990 (Japanese)

WEB: www.aoba.com.hk

Email: hojin@aoba.com.hk